

論点ペーパー附属資料A ～地域自治区の事務所の名称～

■ 素案の考え方

地域自治区の事務所の名称は、○○地域自治区事務所とする ※○○には、現在の区名を残す

■ 委員意見（第26回大都市制度（特別区設置）協議会）

- ・ 地域自治区事務所の名称について、市民の窓口として慣れ親しんでいる現在の区役所という名称を使用すべき
- ・ 地域自治区の事務所を区役所と呼んだ場合、例えば、特別区の「中央区役所」と地域自治区の事務所の「中央区役所」の2つになるため、名前が重なってわかりにくいのでは

- ・ 地域自治区の事務所の名称は、**条例で定めること**とされている
- ・ 地域自治区の事務所の名称を「区役所」とすることについて、**法律上の制約はない**
- ・ 市の組織全体や市の主たる事務所（本庁舎）を「市役所」と呼ぶことがあるのと同様に、**特別区の組織全体や特別区の主たる事務所（本庁舎）を「区役所」と呼ぶことがある**

■ 名称例（第三区（中央区）の場合）

	地方公共団体名	行政組織全体の呼称 (慣習上の呼称)	特別区の主たる事務所（本庁舎）の名称 ※1 (場所・建物の名称)	地域自治区の事務所の名称 ※2 (内部組織の名称)
1	中央区	中央区役所	①中央特別区役所 又は ②中央区本庁舎	中央 <u>区</u> 役所、西成 <u>区</u> 役所 …
2			①中央区役所 又は ②中央区本庁舎	中央 <u>地域区</u> 役所、西成 <u>地域区</u> 役所 …
3				中央 <u>地域自治区</u> 役所、西成 <u>地域自治区</u> 役所 …

※1 いわゆる本庁部局の職員は、「特別区の主たる事務所（本庁舎）」以外の庁舎にも配置される可能性あり

※2 「区役所」（地域自治区の事務所）の長の職名については、公選区長との混同を避けるため、「所長」とする案が考えられる

特別区の主たる事務所（本庁舎）と地域自治区の事務所の配置（名称例 1 の場合）

第一区

第二区

特別区
の主たる
事務所
東西〔淀川〕特別区役所
又は 東西区〔淀川区〕本庁舎

地域
自治区
事務所
北区役所
(所在地：現 北区役所)

地域
自治区
事務所
淀川区役所
(所在地：現 淀川区役所)

特別区
の主たる
事務所
北特別区役所
又は 北区本庁舎
(所在地：現 大阪市本庁舎)

第三区

第四区

地域
自治区
事務所
中央区役所
(所在地：現 中央区役所)

地域
自治区
事務所
天王寺区役所
(所在地：現 天王寺区役所)

特別区
の主たる
事務所
中央特別区役所
又は 中央区本庁舎

特別区
の主たる
事務所
南〔天王寺〕特別区役所
又は 南区〔天王寺区〕本庁舎

地域
自治区
事務所
西成区役所
(所在地：現 西成区役所)

地域
自治区
事務所
阿倍野区役所
(所在地：現 阿倍野区役所)

凡例 ●印 特別区の主たる事務所
○印 地域自治区の手続き

※現在の淀川区、西成区、阿倍野区を所管する
地域自治区の手続きは、特別区の主たる事務所の中に設置

※第一区と第四区は、〔 〕に修正提案が
あった区の名前をもとに記載